

長崎県立長崎北高等学校いじめ防止基本方針【令和7年度版】

(1) 基本方針で目指す生徒像について

「両道顕揚」の精神のもと、安心して学習その他の活動に取り組める環境下で、広く学識や社会性を養うとともに、自分自身を大切にすると他者に対する思いやりや感謝の気持ちを持つ、心豊かでたくましい生徒。

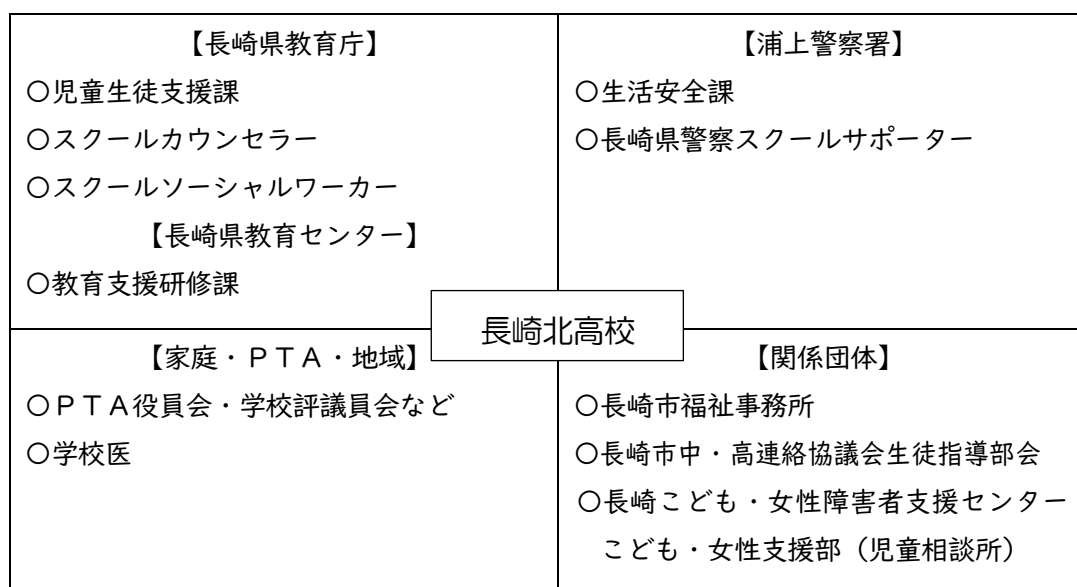
(2) 「いじめ」の定義 (いじめ防止対策推進法第二条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめ対策委員会、組織について

- ① 校長、教頭、生徒指導部主任、保健・相談部主任、教務部主任、当該学年主任、養護教諭、保健・相談部員、当該担任、当該部活動顧問、第三者（学校評議員・PTAなど）からなる「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ未然防止のための取組計画の作成や点検・改善について定期的に協議するとともに、いじめの認知がなされた場合は臨時に招集され、組織的対応の中核となる。
- ② 上記メンバーのうち、校長、教頭、生徒指導部主任または保健・相談部主任、当該学年主任、当該担任または当該部活動顧問による「いじめ即応メンバー」で、随時初期段階の対応を協議する。

(4) PTA及び関係機関等の連携について



(5) いじめの防止について

〈教職員の取組計画〉

- ① 「いじめはどこの学校でも起こりうる」という認識のもと、「いじめ」に対する感性を高めるとともに人権感覚や教育相談スキル向上の研修を行う。
- ② 「いじめは絶対に許さない」という姿勢を堅持し、日常的に生徒に示していく。

- ③ 積極的に生徒の活動に関わり、生徒と教職員との人間関係の円滑化を図る。
- ④ 学年会、生徒指導部会、保健・相談部会等で生徒情報の共有を図り、生徒の個に応じた指導方法を定期的に検討・検証する。
- ⑤ 情報モラル（スマートフォンやSNSなど）を含め、携帯端末等の適切な使い方を定期的に指導する。
- ⑥ 相談日より等の定期的発刊や、学校ホームページの随時更新により、学校の取組や各種相談窓口（いじめ相談ホットライン、メール相談窓口、親子ホットライン等）を生徒・保護者に周知する。
- ⑦ 学校間（中-高、高-高）やSC、SSW、関連諸機関との連携協力体制の充実を図る。
- ⑧ いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置づける。

〈生徒の取組計画〉

- ① 学校における様々な活動場面において、人権の尊重や命の大切さなどを主体的に考え、「いじめは決して許さない・許されない」という認識を強く持つ。
- ② 学級活動、班別活動の活性化により、「互いを認め合える」対人関係づくりの素地を養う。
- ③ 部活動や行事に積極的に参加することにより、友人を増やして気軽に相談できる環境をつくる。
- ④ 「一人で悩まず、お互いに助け合う」ことの重要性を認識し、いじめに気づいた場合は、教師や保護者に「報告・相談」する。また、各種相談窓口（いじめ相談ホットライン、メール相談窓口、等）の存在を知っておく。
- ⑤ スマートフォンやSNS使用におけるマナーと危険性（「ネットいじめ」「人権侵害」等）について理解を深める。
- ⑥ 地域とのふれあい（地域清掃、老人ホームボランティア等）などの体験活動に積極的に参加する。

〈保護者の取組計画〉

- ① 家庭での相談しやすい雰囲気づくり・子どもの観察に努めるとともに、学校への報告・連絡・相談を密にする。
- ② 「子どもにいじめをさせない」「子どもをいじめから守る」強い意思と姿勢を示す。
- ③ 学校行事などに積極的に参加し、学校での子どもの様子を知る。
- ④ PTA活動や研修会に参加し、高校生を取り巻く環境や実態（ネットいじめ等）を知る。
- ⑤ 学校のいじめ防止の取組や教育相談に関する各種窓口の存在を知っておく。

(6) いじめの早期発見について

- ① 「いじめは大人の目に付きにくい時間や場所、形態で行われる」ことを認識し、生徒の小さな変化や危険信号、生徒間で発生するトラブルの兆候を見逃さないようアンテナを高く保つ。
 - ・欠席、遅刻、早退等があった場合は、必ずその日のうちに保護者への連絡・確認を行う。
 - ・保護者から相談があった場合は、電話、面談、家庭訪問等により迅速かつ誠実な対応を行う。
 - ・学級日誌や生活の記録のコメントなどをおして生徒の状況を把握する。
 - ・登下校指導や、休み時間等における校内巡視、部活動指導の中で、生徒の表情や様子を観察する。
- ② 生徒の変化やトラブルに気づいた場合、日時や場面、言動を記録するなどして、関係教職員間で情報共有するとともに、その日のうちに学年主任（関係主任）を経て教頭まで報告する。

※「いじめの疑いから」気づきはすべて報告し、「いじめ即応メンバー」で対応を協議する。

- ③ 「心のポスト」の利用、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用、各種相談窓口をおして、生徒・保護者からの情報を得る。

- ④ 定期（５月、８月、１月）の「悩みの調査」や、学期ごとの個人面談・保護者面談を実施する。
- ⑤ 生徒の個人情報については、対外的な取り扱いに十分留意する。

(7) いじめに対する措置について

- ① 生徒・保護者からの相談があったり、教職員からいじめの疑いの報告があったりした場合は、その日のうちに「いじめ即応メンバー」で協議し、「いじめ対策委員会」招集の是非を判断する。
- ② 「いじめ対策委員会」を中心に、事実確認および解決に向けての迅速かつ組織的な対応に当たる。集められた情報は、個々の生徒ごとに集約・記録し、委員会において共有化を図る。
- ③ 事実確認の結果は、校長が学校設置者（県教委）に報告するとともに、被害生徒の保護者にも説明する。
- ④ 被害生徒・保護者の安全確保に努めるとともに、保護者・関係機関との報告・連絡・相談を密にしながら、被害生徒を支援する。
- ⑤ 確認された事実に基づき、加害生徒の保護者・関係機関との報告・連絡・相談を密にしながら、加害生徒に対する毅然とした指導および保護者への助言を行う。
※加害生徒には、いじめについて深く認識させるとともに、二度と他人に苦痛を感じさせないようにいじめ行為を行わないよう指導する。
- ⑥ 重大事態として取り扱うべきいじめについては、県教委及び警察署などと連携して対処する。
- ⑦ いじめが起きた集団（学年、学級、部活動等）に対して、いじめを自分の問題として捉えさせ、再発防止のための指導を行う。
- ⑧ 生徒の個人情報については、対外的な取り扱いに十分留意する。

(8) 長崎北高校いじめ防止基本方針〔宣言〕

- (1) 「いじめ」は人権侵害であり、絶対に許されない行為です。学校はいじめられている生徒の立場に立ち、全力でその生徒を守り、いじめた生徒も含めて、すべての生徒が明るく元気な学校生活を送ることができるよう、問題の解決に取り組みます。
- (2) 「いじめ」の未然防止のために、人間関係や環境づくりに取り組みます。
- (3) 「いじめ」に関する教職員の感性と対応力を向上させます。
- (4) 「いじめ」の早期発見のために、気づきはすべて報告することを徹底します。
- (5) 「いじめ」が発生した場合には、組織として迅速・誠実に、毅然として対処します。

※附則 この方針は令和４年４月１日から施行する。